

◎指定給水装置工事事業者の有効期限をご確認ください！

(令和8年3月1日現在)

下記に掲載のある事業者は、有効期限日が近づいているためお早めに更新の手続きをお願いします。

※今後市内で給水装置の工事・修繕の実施予定が無い事業者は更新の必要はございません。

※手続きを行わず失効となる場合は、同時に排水設備の指定も失効となります。

※失効となった場合は、新規に届出をすることで新たに指定事業者になることができます。(この場合指定番号の引継ぎはできません。)

指定番号	会社名	所在地	有効期限満了日
351	有限会社石岡配管工業	札幌市西区宮の沢3条3丁目1番26号	令和8年3月15日
353	いわすい建設株式会社	江別市東野幌本町12番地の2	令和8年4月14日
354	株式会社岡田住設	札幌市北区新琴似6条14丁目4番13号	令和8年4月29日
355	三恵設備株式会社	札幌市東区北19条東18丁目1番17号	令和8年5月18日